

第16回

弁護士からみた
環境問題の深層

佐藤 泉

弁護士／日本CSR普及協会 環境法専門委員会委員

廃棄物処理法関連の
重要通知を学ぶ

廃棄物処理法は難解である。それは、大気汚染防止法や水質汚濁防止法のように、規制物質が明確に特定されていないこと、規制基準値が存在しないことが原因だ。まず、何が廃棄物か客観的に判断できない。また、どのような行為に廃棄物処理業の許可が必要か客観的に判断できない。さらに、何を以て適正処理とするか、再生とするか、客観的に判断できない。

循環型社会推進の中で、製造業・物流業と廃棄物処理業との境目はさらにあいまいになっている。事業者が廃棄物処理法の適切な運用をはかるためには、最新の通知を学び、現在の廃棄物処理法の運用実態、実務の実態を理解することが重要である。

はじめに

廃棄物処理法は、産業廃棄物については排出事業者が、一般廃棄物については市町村が、それぞれ適正処理の責任を負担することにより、廃棄物によって発生する環境負荷を低減する仕組みとなっている。しかし、このような当初の制度設計は限界に来ている。

現在は、適正処理の上位概念として、持続可能な社会、低炭素化社会、サーキュラーエコノミーという理念が達成目標として掲げられているからだ。環境省から発出される通知にも、従来型の廃棄物処理と現在の社会的課題とのジレンマが感じられる。そこで今回は、2021年に発出された主な通知を中心とし、現在の廃棄物処理のあり方を考察する。

1. 再生可能エネルギー等に関する
タスクフォース通知

「第12回再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース（令和3年7月2日開催）を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用に係る解釈の明確化について（通知）」（環循適発第2109301号、環循規発第2109301号、令和3年9月30日）*1（以下、「タスクフォース通知」という）について、以下のとおり詳しく解説する。

1.1 タスクフォース通知の背景

低炭素化社会をどう実現するか。これは現在、世界中の環境政策の中で最も重要な課題である。石炭火力発電を段階的に減らし、再生可能エネルギーを増やすことは、対策の柱である。しかし、産業界からは、太陽光・風力・地熱等の再生可能エネルギー発電所設置のためには、環境影響評価法、森林法、農地法、温泉法、各地条例などの既存制度の手続きがあまりに煩雑であり、導入を阻害しているとの意見がある。そこで内閣府は、2020年12月から、再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォースを開催し、省庁横断的に規制の見直しを行っている*2。

2021年9月21日に開かれた当該タスクフォース第16回の資料1として、「進捗表：バイオマス発電等の再生可能エネルギー拡大に向けた廃棄物・リサイクル関連法制の在り方」（事務局提出資料）が提出された*3。当該論点表では、表1に示した9項目について、意見（委員ペーパー、事業者要望等）、環境省・農水省・国交省・経産省・林野庁の回答が記載されている。各項目について、関係省庁の回答は、対応予定・対応中・検討中・一部対応予定・対応不可等であり、その理由や内容が開示されている。

表1 論点表項目

1. 目標設定（バイオマスのエネルギー利用目標）
2. 廃棄物処理法の抜本的見直しや硬直的運用の見直し
3. 廃棄物処理法の適用範囲の適正化、「廃棄物」該当性基準の明確化
4. 食品リサイクル法の見直し①（エネルギー利用の位置づけの明確化、対象業種の拡大）
5. 食品リサイクル法の見直し②（二つの特例制度の適正化）
6. 廃棄物処理法や食品リサイクル法に基づく事業系一般廃棄物の処理手数料に関する問題
7. 下水道法関連（下水処理場の有効活用）
メタン発酵処理施設より発生する消化液処理の公共下水処理施設における受入れ
8. FIT認定要件の適正化
9. 木質バイオマス発電に係る手続きの合理化・適正化

1.2 タスクフォース通知の内容

内閣府タスクフォース会議の結果、2021年9月30日でタスクフォース通知が発出された。この通知では、以下の3項目が取り上げられている。

第1 一般廃棄物及び産業廃棄物の混合処理について

当該通知第1の部分は、前記論点表の2.（廃棄物処理法の抜本的見直しや硬直的運用の見直し）に対応したものである。

タスクフォースの意見では、「一廃産廃両方の許可を有する場合には、混合収集および混合処理を法律上禁止していないことを技術的助言で明確化し、令和3年9月までに自治体に周知すべき。」「各自治体が混合収集・処分を禁止する指導を行っているか否かの実態を把握した上で、科学的な根拠等に基づく合理的な指導か否かを調査し、自治体に対してその根拠を公開するとともに指導が適切かどうかを改めて点検することを求める技術的助言を令和3年度内に早期に実施すべき。」等が挙げられていた。

一廃と産廃の区分は、処理責任を明確化するという意味があるが、同じ性状のものをリサイクルするうえで支障となっているという指摘はかねてからあった。例えば木くずについては、建設廃材の木くずは産廃、剪定枝は一廃、木製家具はリース業から排出されるものが産廃で、それ以外は一廃等、非常にわかりにくい。

食品廃棄物についても、製造業から出るものは産廃、小売業・流通業から出るものは一廃となる。店舗でドーナツを作る場合、製造工程から出る廃棄物は産廃、売れ残りは一廃となる。バイオマス・バイオガス発電は、重要な再生可能エネルギーであり、その原料の輸送・処理効率向上は重要である。しかし、一廃と産廃の区分が異なるため

に、混合運搬・混合処理を認めない自治体が多く存在した。

自治体の立場はそもそも、一廃は市町村に処理責任があり、市町村の監督が重要である。産廃と一廃を混合することは、市町村の税金使途に不明な要素が入る可能性があり、さらに市町村の処理施設に産廃を混ぜられるという懸念もあるというものだ。例えば東京都23区では、内規により一廃と産廃の両方の許可を持っている収集運搬業者であっても、一廃許可に登録した車両を産廃許可に登録することはできない。したがって、一廃の混合収集だけでなく、同一の車両を曜日によって産廃用途・一廃用途に有効活用することも認められてない。

今回のタスクフォース通知は、このような自治体の運用について、是正を求めている。すなわち、「同様の性状を有する一般廃棄物と産業廃棄物の両方の処分業の許可を有する者の運搬車において、搭載する廃棄物ごとに容器を分けること、またはロードセル等の機器で搭載する廃棄物の数量を計測すること等により、それぞれの廃棄物の数量を適切に把握することができれば、他のものと区分して収集・運搬することが義務付けられている廃棄物を除き、同様の性状を有する一般廃棄物と産業廃棄物を混載して運搬しても差し支えない。」「また、同様の性状を有する一般廃棄物と産業廃棄物の両方の処分業の許可を有する者の施設において、当該一般廃棄物と産業廃棄物を混合して保管、投入及び処分しても差し支えない。」とした。

しかし、各自治体の内規等が本件通知によってすぐに変更されるとは限らない。一般廃棄物処理は市町村の自治事務であり、市町村には大きな裁量があるからだ。国としての低炭素化社会実現と自治事務の相反は、今後も続く可能性がある。

第2 産業廃棄物を使用した試験研究に係る規制について

当該通知第2の部分は、前記論点表の2.（廃棄物処理法の抜本的見直しや硬直的運用の見直し）に対応したものである。

タスクフォースの意見では「発酵残渣（一廃・産廃）の試験研究を阻害している要因について、実態を把握したうえで、令和3年度内できるだけ早期に改善をはかるべき。」「種汚泥はメタン発酵施設立ち上げ時に使用するのみで継続的に営利目的で使用するものではないため、一般廃棄物処理施設内で産廃の種汚泥を受け入れる場合は産業廃棄物処理施設の許可を不要とすることを令和3年9月までに明確化・周知すべき。」というものがあつた。

マテリアル及びサーマルのリサイクルを促進するためには、試験研究は不可欠だ。試験研究には、大学や企業の研究室で短期的・小規模に行われるものと、実用化をめざして実証プラント等により長期的・大規模に行われるものが

ある。いずれの場合も、営利を目的とするものではなく、廃棄物処理業の許可は本来不要である。

しかし多くの自治体は、廃棄物を利用した試験研究は、研究材料を提供する排出事業者の責任低下、無許可営業のおそれ、環境負荷の発生等を懸念し、試験研究には好意的ではない。また、一般廃棄物については市町村に処理責任があるため、民間が試験研究をする必要はないとの考え方がある。このような背景から、従来の通知（『規制改革・民間開放推進3か年計画』（平成17年3月25日閣議決定）において平成17年度中に講ずることとされた措置（廃棄物処理法の適用関係）について』（平成18年3月31日付け環産第060331001号通知）*4が発出された。この通知では、産業廃棄物を使用した試験研究が果たして本当に試験研究に該当するの可否かについて、あらかじめ、都道府県知事が試験研究を行う者に対して、当該試験研究の計画の提出を求め、試験研究の期間、必要とする廃棄物の量、試験研究の必要性等を確認して判断することが求められている。現実の運用としては、事業者が事前相談を行っても、すでに同様の実験がある、試験研究の期間が長すぎる等の理由で認められない事例が相当数ある。

今回のタスクフォース通知では、「メタンガス化施設を試運転する際に、産業廃棄物である下水汚泥を種菌として利用する場合」にも、上記平成17年の通知が適用できること、すなわち自治体に事前に相談すれば産業廃棄物を有効利用できることを認めることとなった。しかし、今回の通知でも、試験研究には自治体の確認を要求しており、一般論として廃棄物を使用した試験研究を推進する立場はとっていない。それは、廃棄物処理法は、排出事業者責任及び市町村の責任を貫徹することが基本となっているためだろう。廃棄物を利用した試験研究のために、廃棄物を購入して有価物にするという便宜的方法がとられることが多いのはこのためだ。有償売却すればよい、というのは廃棄物処理法の解釈として疑問を感じるが、現実的な対応かもしれない。

第3 地下工作物の取り扱いについて

当該通知第3の部分は、前記論点表の3.（廃棄物処理法の適用範囲の適正化「廃棄物」該当性基準の明確化）に対応したものである。

タスクフォースの意見では、「生活環境に影響のない範囲における、既存地下工作物（風力発電や送電用鉄塔の基礎杭等）の撤去・存置は、占有者・土地所有者が決定すべきことであり、自治体による存置不可の判断等は廃棄物処理法の射程範囲外の行為であることを明確化・公表する。」というものがあつた。

廃棄物処理法において、工作物の扱いは非常に難しい。

建物・塀などの地上工作物は、放置され老朽化して危険な状態であっても廃棄物とはみなされない。しかし、地上工作物が撤去されたあとの地下工作物は、一般的には撤去せず、放置する場合には廃棄物とみなされると解釈されている。これは、解体費用を削減して埋め殺しをするような行為を防止することが目的だ。地下工作物は目視では分からないため、土地の譲受人が埋め殺しをした廃棄物を見つけた際にトラブルになることも一つの理由である。そこで、自治体に相談すると、どんなに費用がかかっても撤去するように指導されることが少なくない。しかし、地下工作物の撤去が非常に難しいこともある。古井戸、トンネル、高層建築の地下杭、地中壁等は撤去に費用がかかるだけでなく、地盤の弱体化も引き起こしかねない。そこで、一般社団法人日本建設業連合会は「既存地下工作物の取扱いに関するガイドライン」（2020年2月）を作成し、関連事業者と土地所有者の意思にもとづいて、地下工作物を存置することを示した。ただし、このガイドラインは業界の自主的な取り組みにすぎず、環境省が認めたものではない。そこで、今回の通知において、環境省は地下工作物の存置が認められる条件を以下のように示した。

「存置の対象となるのは、コンクリート構造体等の有害物を含まない安定した性状のものに限られる。また、戸建住宅の地下躯体は対象に含まれない。①存置することで生活環境保全上の支障が生ずるおそれがない。②対象物は「既存杭」「既存地下躯体」「山留め壁等」のいずれかである。③地下工作物を本設又は仮設で利用する、地盤の健全性・安定性を維持する又は撤去した場合の周辺環境への悪影響を防止するために存置するものであって、老朽化を主な理由とするものではない。④関連事業者及び土地所有者は、存置に関する記録を残し、存置した地下工作物を適切に管理するとともに土地売却時には売却先に記録を開示し引き渡す。」

地下工作物残置の適否について、環境省は事前に関連自治体に確認するよう求めている。この点は、産業廃棄物を利用した試験研究の取り扱いとは異なる点だ。この違いは、地下工作物については事前の廃棄物該当性の判断であるが、産業廃棄物を利用した試験研究はすでに廃棄物と判断された物の利用であることにあると考えられる。

1.3 タスクフォース通知に残された課題

再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース継続中の2021年10月に岸田内閣が成立し、行政改革については河野太郎氏から牧島かれん氏に大臣が変更された。これにともない、今後の規制改革が進展するか停滞するか、現時点では不透明である。いずれにしろ、環境

省が当該タスクフォースで対応予定としている点は、以下のとおりである。

- 再生可能エネルギー発電の原料となりうるバイオマスについて、諸外国における廃棄物の区分と処理責任、処理業者の義務、規制緩和の措置等（業許可と施設設置許可の両方の観点から）を令和3年度中に調査し、整理・比較する。その結果も踏まえて、適正処理とリサイクルを促進するための必要な検討を行う。
- 廃棄物処理法の運用について、自治体が迷う場合だけでなく、自治体が間違っている場合に事業者からの相談についても対応できる体制及び方法を、年内を目処に検討し結論を出す。
- 自社敷地内でのボイラー施設で確実にエネルギー利用することが出来る場合の廃棄物該当性について、事業者ニーズ及び海外の規制について令和3年度中を目途に調査を行ったうえで必要な検討を行う。
- 「バイオマス発電燃料等に関する廃棄物該当性の判断事例集」の更新を行う。
- バイオマス発電等について、廃棄物処理法の再生利用認定制度等を活用することができるとするなど、規制緩和に関し事業者ヒアリングを行い、事業者ニーズについて把握したうえで必要な検討を行う。
- 廃棄物処理法や食品リサイクル法にもとづく事業系一廃の処理手数料に関し、令和3年度中に「一般廃棄物処理有料化の手引き」を改訂し、市町村における受入量の縮減をはかる方策を検討すべき旨とともに、地域における資源化施設等での受入価格水準等についても考慮のうえ、廃棄物の処理に係る原価相当の料金を徴収することが望ましい旨を周知する。
- 地域バイオマス資源の有効活用の観点から、下水処理施設等の他のインフラと連携し、ごみ処理に必要な機能を集約化するよう、事例収集し、導入の検討にむけて自治体に周知する。

事業者の自主的取り組みのうち、廃棄物該当性及び廃棄物処理業の許可の必要性については、自治体で見解が分かれることが多い。廃棄物の適正処理は重要であるが、同時に低炭素化社会、循環型社会構築にむけた企業の自主的取り組みを推進することも重要である。このバランスをどうするか。従来産業廃棄物・一般廃棄物の区分に分かれているため、効率的な資源循環ができなかったものについてどのように資源循環を進めるかは、廃棄物処理法の最大の課題となっている。広域認定制度や昨年成立したプラスチック資源循環促進法にもとづく認定制度は存在するが、使いやすい制度設計とは言いがたい。廃棄物に該当するかどうか、全国の県・政令市・市町村に確認するのは不可能だ。今後の産業界及び環境省の動きに注目したい。

2. 廃棄物処理施設等の更新・交換手続き通知

次に、「廃棄物処理施設等の更新及び交換に係る手続きについて（通知）」（環循適発第2104051号、環循規発第2104051号、令和3年4月5日）*5（「以下、「施設更新・交換通知」という）について、以下のとおり解説する。

2.1 通知の背景

廃棄物処理法は、第15条第1項及びこれを受けた施行令第7条において、産業廃棄物処理施設として許可が必要な対象を列記している。例えば、施行令第7条の1号は、汚泥の脱水施設であって、一日当たりの処理能力が10m³を超えるものと記載している。このように、許可が必要となる施設は、対象とする廃棄物、処理方法、一日あたりの処理能力が要素となっている。ただし、焼却施設と最終処分場は、すべての産業廃棄物について対象としている（焼却施設には処理能力等の限定があるが、最終処分場は処理能力の限定がない）。

環境省が令和3年5月に公表した「産業廃棄物処理施設の設置、産業廃棄物処理業の許可等に関する状況」*6では、平成31年4月1日現在における中間処理施設の数全部で1万9,090、そのうち汚泥の脱水施設は2,832、廃プラスチックの破碎施設は2,106、木くず又はがれき類の破碎施設は1万399である。また、平成30年度の施設変更許可数の総数は132であり、そのうち汚泥の脱水施設が11、廃プラスチックの破碎施設が32、木くずまたはがれきの破碎施設が74である。

上述の数値で、なぜ脱水施設と破碎施設の許可数が多いのか。それは、脱水施設と破碎施設の設備等は、製造業においても使用できるメーカー標準品が多く、比較的安価に導入が可能であり、さらに廃棄物の減量・リサイクルに有効であるからだ。また、なぜこれらに変更許可が多いのか。それは、稼働時に消耗が激しく、定期的な更新・交換が必要となることが多いからである。

廃棄物処理施設の変更許可は、新規許可と実質的に同じ手続きが必要であり、さらに各地の条例の上乗せ、事実上の住民同意の必要性などを考慮すると、同じ施設を導入するためにも数年の期間がかかることがある。これでは安定的な廃棄物の減量・リサイクルを実施することはできない。このような背景から、平成29年2月14日中央環境審議会「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）」*7において（11）廃棄物処理法にもとづく各種規制措置等の見直し、許可申請等の負担軽減や合理化として、「施設を更新する際の許可の申請に係る事務処理について、環境負荷が低減する場合の手続の簡素化を検討するとともに、

更新許可手続が事業者の円滑な事業の促進を阻害することのないように必要な措置を検討していくべきである。」という文言が加えられた。

平成29年の意見具申では、電子マニフェストの利用拡大、雑品スクラップに対する規制強化、親子会社による共同処理などが盛り込まれており、これらのほとんどは平成29年法改正で実現された。しかし、施設の更新許可に関する手続きの簡素化については先延ばしされていた。そこで、今回の通知は、実務の運用を変更することにより、この意見具申内容を達成しようとするものである。

2.2 施設更新・交換通知の内容

この通知は、施設許可の法的解釈を変更することにより、更新・交換等に必要となる手続きを変更するよう、関連自治体に通知している。

第1 廃棄物処理施設の施設許可等について

この通知は、施設許可の法的意味について、施設が存在することを前提としたものではなく、施設を将来設置することについての許可であると解釈している。したがって、処理施設を設置した後、廃止撤去しても、当該施設許可は廃止されたとは解されないとしている。これは従来、「施設を入れ替える場合にはいったん廃止届を出して新規許可申請を必要とする」と解釈されていた点を変更するものである。

第2 同一の廃棄物処理施設に更新する場合の手続き

同一の施設を入れ替える場合には、第1の解釈により、廃止届及び新規許可申請は不要となる。しかし、新しい施設を稼働させる際には、その安全性及び環境負荷を確認する必要がある。そこで、この通知では監督行政による使用前検査（法第8条第1項及び法第15条第1項）の手続きが必要であるとしている。

第3 廃棄物処理施設の一部を同一のものに交換する場合

例えば破砕機の歯が欠けた場合、動力が故障した場合などは、主要な部品の取り換えが必要となる。このような場合でも、従来の行政解釈では変更許可の対象とし、新規許可と実質的に同様な手続きを要求していた。

しかし、この通知では、同一部品等への変更であれば軽微変更届出で足りるとし、手続きを大幅に軽減している。

第4 同一ではない廃棄物処理施設に更新する場合

施設によっては、旧型番が変更されているなど、同一の処理施設が手に入らない場合も多い。このような場合につ

いても、この通知は手続きの軽減が可能であることを示している。

具体的には、処理能力が10%以上増加する場合には変更許可、そうでない場合には軽微変更の手続きで対応可能となる。

第5 廃棄物処理施設の一部を同一ではないものに交換する場合

この場合も第4と同様に、処理能力の増加程度に応じ、変更許可または軽微変更の手続きとなる。

2.3 今後の課題

廃棄物の減量・リサイクルを進めるためには、適切な廃棄物処理施設の整備を進めることが重要である。焼却施設や最終処分場と小型の破砕機では、環境負荷はまったく異なる。廃棄物処理施設は迷惑施設として、地域住民の反対が強い。しかし、すべての施設に過度な手続きを求めることは、結果として資源循環を阻害することになる。リスクに応じ、透明性の高い、許認可手続きが重要である。

また、自治体ではいまだに手続きの電子化が進んでいない。電子申請は、事業者にとっても行政にとっても負担の軽減になるため、今後の導入に期待したい。

3. 単回使用医療機器通知

「単回使用の医療機器の再製造等に係る取扱いについて」（環循規発第2109091号、薬生機審発0909第1号、令和3年9月9日）（以下、「単回使用医療機器通知」という）*8 について、以下のとおり解説する。

3.1 単回使用医療機器通知の背景

カテーテル等の単回使用医療機器は、従来使い捨てにされていたが、資源有効利用の観点からは洗浄・分解のうえ、必要な部品交換などをして再製造することが望ましい。このため、世界各国では単回使用医療機器の再製造に関するルール化を進めている。そこで、日本においても平成29年、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の関連法令改正により、再製造単回使用医療機器の承認手続きが定められた*9。また、単回医療機器再製造推進協議会*10 2018年（平成30年）に設立され、国内での運用にむけた行政対応、医療関係者対応等を行っている。さらに厚生労働省は令和元年、「再製造単回使用医療機器に係る事業者向け洗浄ガイドライン及び質疑応答集（Q&A）について」*11 及び令和2年「再製造

単回使用医療機器に係る事業者向けガイドライン及び質疑応答集（Q&A）について」を発売した*12。令和元年の事務連絡は洗浄に関するものだが、令和2年の事務連絡は、医療機関からの引き取り、運搬、製造所における受入工程についてのものである。

一般的に、医療機器は感染性廃棄物であり、排出事業者である病院にとって、無許可業者に引き取り運搬を委託することはハードルが高い。しかし、医療機関及び廃棄物管轄行政の協力がなければ、単回使用医療機器の再製造は不可能である。そのため、内閣府の規制改革実施計画（令和3年6月18日）*13において、単回使用医療機器再製造品の普及として、廃棄物処理法との関係を明確化することとされた。この結果発出されたのが、単回使用医療機器通知である。

3.2 単回使用医療機器通知の内容

この通知では、以下のように記載されている。

「医薬品医療機器等法関連法令に従って行う単回使用の医療機器の再製造等に当たっては、医薬品医療機器等法関連法令が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下、「廃棄物処理法」という）に優先して適用されるため、廃棄物処理法の規定によらず、医薬品医療機器等法関連法令の規定に従うべきこと。」

すなわち、対象となる使用済みの医療機器の収集、運搬、保管、洗浄、再生等の一連の工程について、廃棄物処理法を適用しないという趣旨である。

メーカーによる廃棄物の回収・リサイクルについては、一般的には広域認定制度が検討される。しかし、広域認定制度は廃棄物の適正処理を進めるための制度であり、再製造を前提とした運搬と製造には適しない。したがって、全体として廃棄物処理法適用外という解釈が採用されたのではないと思われる。

3.3 今後の課題

医療機器以外にも、中古のコピー機やパソコン、家具など、分解・洗浄等のうえ再製造されている商品は多くある。医療機器と異なり、これらの商品は製造工程について厳密な法律がない。しかし、これらの収集運搬・保管・洗浄・再生等については、一般的に禁止されておらず、リファービッシュと呼ばれ、資源循環に資するビジネスとして位置づけられている。回収中古品は、総合判断説によって、廃棄物ではないと判断できるため、廃棄物処理法は適用されていない。

したがって、今回の単回使用医療機器通知も、総合判断

説の一例として位置づけることができると考える。あえてこの通知を出した趣旨は、医療機器という特殊性から、医療機関及び管轄行政の躊躇^{ちゆうちよ}を和らげることが目的だったのではないだろうか。

■ おわりに

廃棄物処理法は、適正処理を推進するために重要な法律である。しかし、廃棄物というレッテルを貼られることにより、運搬や取引が阻害されることは、循環型社会にとってマイナスの側面がある。とくに、一般廃棄物と産業廃棄物の区分、収集運搬の効率性、製造業と処理業との融合など、今後の課題は大きい。

しかしながら、業界団体の取り組みなどで、状況は変化しつつある。規制改革要望は、事業者が抱えている規制上の悩みを管轄行政に認識させ、よりよい社会へ変革することに役立っている。業界団体が、行政と事業者の間のコミュニケーションを促進し、規制のあり方を変えていくことは、今後の日本にとって重要だ。

- *1 環境省ホームページ「第12回再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース（令和3年7月2日開催）を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用に係る解釈の明確化について（通知）」
https://www.env.go.jp/recycle/notice_2109301_2109302.pdf
- *2 内閣府ホームページ「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォースの設置について」
https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/conference/energy/e_index.html
- *3 内閣府ホームページ「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース第16回資料1進捗表：バイオマス発電等の再生可能エネルギーの拡大に向けた廃棄物・リサイクル関連法制の在り方」
<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/conference/energy/20210921/210921energy02.pdf>
- *4 環境省ホームページ「『規制改革・民間開放推進三か年計画』（平成17年3月25日閣議決定）において平成17年中に講ずることとされた措置（廃棄物処理法の適用関係）について」
<https://www.env.go.jp/hourei/11/000075.html>
- *5 環境省ホームページ「廃棄物処理施設等の更新及び交換に係る手続について（通知）」
<https://www.env.go.jp/hourei/add/k098.pdf>
- *6 環境省ホームページ
「産業廃棄物処理施設の設置、産業廃棄物処理業の許可等に関する状況」
<https://www.env.go.jp/recycle/waste/kyoninka.html>
「産業廃棄物処理施設の許可等の状況について」
<http://www.env.go.jp/press/files/jp/116249.pdf>
- *7 環境省ホームページ「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）平成29年2月14日 中環審」
<https://www.env.go.jp/council/toshin/t03-h2802.pdf>
- *8 厚生労働省ホームページ「単回使用の医療機器の再製造等に係る取扱いについて」
<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T210909I0030.pdf>
- *9 独立行政法人医薬品医療機器総合機構ホームページ 薬生発0731第7号 平成29年7月31日「再製造単回使用医療機器に係る医薬品、医療

機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則等の改正等について]

<https://www.pmda.go.jp/files/000219306.pdf>

- * 10 単回医療機器再製造推進協議会ホームページ「単回医療機器再製造推進協議会（JRSA）設立に当たって」
<http://japanrsud.jp/council>
- * 11 独立行政法人医薬品医療機器総合機構ホームページ 事務連絡 令和元年6月17日「再製造単回使用医療機器に係る事業者向け洗浄ガイドライン及び質疑応答集（Q&A）について」
<https://www.pmda.go.jp/files/000230053.pdf>
- * 12 独立行政法人医薬品医療機器総合機構ホームページ 事務連絡 令和2年12月2日「再製造単回使用医療機器に係る事業者向けガイドライン及び質疑応答集（Q&A）について」
<https://www.pmda.go.jp/files/000238130.pdf>
- * 13 内閣府ホームページ「規制改革実施計画 令和3年6月18日 閣議決定」
<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/keikaku/210618/keikaku.pdf>

化学物質管理に関する年間情報提供サービス「CATCHER」のご案内

国際化学物質管理支援センターでは、化学物質管理に関する多種多様な企業の悩みや課題に対応すべくサービスを一本化し、柔軟に対応できる年間情報提供サービス「CATCHER」の登録を開始しました。

■「CATCHER」プラン別サービス内容

| サービス内容 | Aプラン | Bプラン | Cプラン (調整中) |
|-------------|------|------|---------------|
| メールマガジン | ○ | ○ | ○ |
| お悩みメール相談 | ○ | ○ | ○ |
| WEBセミナー(配信) | 割引価格 | 割引価格 | 割引価格 |
| 集合セミナー | 一般割引 | 一般割引 | 一般割引 |
| 講師派遣 | 一般割引 | 一般割引 | 一般割引 |
| 窓口相談(対面) | 一般割引 | 一般割引 | 一般割引 |
| 窓口相談(WEB会議) | 一般割引 | 一般割引 | 一般割引 |
| コンサルティング | 一般割引 | 一般割引 | 一般割引 |

【Aプラン以上】

- メールマガジン(化学物質管理に関する法規制の最新情報やトピックスを配信)
- お悩みメール相談
- WEBセミナー(コンテンツ配信)が割引

【Bプラン以上】

- Aプランのサービスを受けることができます。
- セミナー、講師派遣、窓口相談、コンサルティングが割引に
- ID一つにつき1回のみセミナーが1回無料に(セミナーの種類には制限があります)

【今後検討しているサービス(Cプラン向け)】

- 環境管理体制の出張診断

(諸注意)

※Aプランは中小企業に限ります。

※割引価格は一般価格の30%OFFとなります。

| コース/区分 | 各プラン料金(年間) | | |
|--------|------------|----------|----------|
| | A | B | C |
| 中小企業 | 12,000円 | 36,000円 | 60,000円 |
| 上記以外 | — | 180,000円 | 360,000円 |

●中小企業の定義

- 製造業：300人以下又は3億円以下
- 卸売業：100人以下又は1億円以下
- 小売業：50人以下又は5,000万円以下
- サービス業：100人以下又は5,000万円以下

※登録月から3月までが適用期間になります(月割計算)。

※工業会や団体での加入をご検討の方は別途ご相談ください。

CATCHERに関するご相談はこちらから↓↓↓

一般社団法人産業環境管理協会
国際化学物質管理支援センター

E-mail chemicals@jemai.or.jp

URL <https://www.jemai.or.jp/chemicals/CATCHER/intro.html>